

第156回東京都都市計画審議会

議 事 錄

平成14年12月19日

一部非開示

都 市 計 画 局

【議長】 次に日程第8といたしまして、議第6379号から議第6381号までを
議題に供します。

只腰幹事の説明を求めます。

【只腰幹事】 議第6379号から同6381号までは、都市高速鉄道9号線、いわゆる小田急線の小田原線でございますが、その連続立体交差化並びに複々線化にかかる案件並びに関連の都市計画道路に関する案件でございます。

初めに経緯でございますが、423ページをお開きいただきたいと思います。小田急線はこの図面では右側が新宿方でございますが、昭和39年に都市高速鉄道9号線として、もともと代々木上原から喜多見までが計画決定してございました。その後、代々木上原付近につきましては一部変更いたしまして、黒く書いてございますが、昭和53年3月に一部完成。それから、郊外方の喜多見から和泉多摩川までの区間につきましては、それを延伸する形で平成9年に完成してございまして、現在この赤い区間を平成5年に都市計画変更いたしまして、事業中でございます。下に略図がございますが、12月15日をもちまして、記載してございます梅ヶ丘から経堂の点線のところも高架化いたしまして、この区間17カ所の踏切がすべて解消した状況にございます。引き続きまして、平成16年度までに複々線化を含めました事業を進めてまいるところでございます。今回の変更区間でございますが、残されました東北沢、下北沢、世田谷代田、この3駅の区間を立体化し、あわせて複々線化しようとするものでございます。

1枚戻っていただいて、420ページでございますが、計画区間を少し拡大してございます。先ほど申し上げたように、この区間は地平による複々線化で都市計画決定されているわけでございます。したがいまして、交差する都市計画道路、東北沢駅の都心方にあります補助26号線、縦の黄色い線、それから下北沢駅の都心方にございます補助54号線、これがいずれも道路を立体交差化する方式で現在都市計画決定がなされてございます。

この区間でございますが、9カ所の踏み切りがございまして、最大ピーク1時間あたり57分閉鎖してございまして、大変大きな交通渋滞あるいは鉄道による地域分断を引き起こしてございます。都市の活性化を図るということから、このたび鉄道を地下化する方式で連続立体交差化並びに小田急線の複々線化を行おうとするものでございます。

計画の内容でございますが、420ページの下にございますように、東北沢の手前からもぐりまして、2線2層地下の下北沢、世田谷代田に至りまして現在事業中の梅ヶ丘付近にすりつくというものでございます。

右側に断面図がございますが、東北沢駅では真ん中に各駅停車、両側に急行の配線になります。それから、真ん中の下北沢駅では急行が地下にもぐりまして、地下の2層になります。上に各駅停車、それから世田谷代田駅では下に急行、中層に各駅停車、このよう

な配線になるわけでございます。

これらの立体化の構造でございますが、どのような方式を採用するかにつきましては、地形の条件、あるいは計画の条件、事業の条件ということで、それらの条件などを比較検討した上で総合的に判断をしてございます。

今回のこの区間につきましては、新たに都市計画制限を課する面積を一番少なくできる方式であります、先ほど申し上げましたように2線2層の地下方式を採用したものでございます。

なお構造形式の変更とあわせまして、一部区域の変更を行います。その概要につきましては、資料415ページから419ページに赤い色と黄色い色で表示をしてございます。

本計画の事業主体でございますが、連続立体交差化にかかる部分が東京都建設局、複々線化にかかる部分が小田急電鉄株式会社でございます。総事業費は両事業を合わせて、1,400億円、連続立体交差化にかかる費用は国の補助と世田谷区、渋谷区、それから小田急電鉄の5社、複々線化にかかる事業は小田急電鉄が負担をいたします。

事業期間につきましては、平成16年度から平成25年度を予定してございます。

次に関連案件でございますが、先ほど申し上げましたように道路を関連して変更するわけでございますが、数枚めくっていただきまして429ページ、補助26号線でございます。これは現在道路がアンダーパスをする構造で決まってございます。それから、431ページに下北沢のところの補助54号線ですが、ここは道路がオーバーパスする形で決まってございます。

これらの交差方式を、今回小田急線を地下方式にいたしますことから、両路線を地表の構造に変更しまして、交差方式としての立体交差を廃止するとともに、一部区域の変更並びに車線数を決定するものでございます。

431ページをもう一度ご覧いただきますと、あわせまして下北沢駅におきましては、他の交通機関との交通結節点の機能の強化、あるいはバリアフリー化を図る観点から、補助54号線と駅とを結ぶ道路を小田急線の地下化の跡地に計画いたしまして、世田谷区画街路10号線として新たに追加決定し、駅前に5,300平方メートルの交通広場を設けるものでございます。

これらの案件のうち、都市高速鉄道9号線並びに補助線26、54号線は東京都決定、今申し上げました世田谷区画街路10号線は世田谷区決定でございます。

次に意見書でございます。お手元に別冊(4)、意見書の要旨がございます。4ページ

からをご覧いただきたいと思います。初めに4ページでございますが、都市高速鉄道第9号線に関するものでございます。13通の意見書がございまして、賛成意見2通、反対意見9通、その他2通でございます。

賛成意見でございますが、小田急線の地下化及び踏み切りの解消に賛成であるというものでございます。同じく4ページの下に反対意見がございまして、9通、214名、2団体から出されてございます。(1)にありますように、都市計画案をすべて撤回し、成城から新宿まで一貫した都市計画案に見直すべきというものでございます。

都の見解といたしましては、今回の計画につきましては、事業中の区間等の計画と整合のとれた計画とすることを基本といたしまして、複数案につきまして比較検討し、構造形式を地下式にするなどの都市計画変更を行うものでございます。

それから、5ページの(3)でございますが、下北沢駅の利便性から構造形式は2線2層の地下式ではなく、4線並列にすべきだということでございます。

都の見解といたしましては、先ほど申し上げた3条件について検討するとともに、都市計画の区域の拡幅を必要とする面積を最小にするということから、2線2層地下式を適当な案として判断したものでございます。

その他の意見等につきましては、7ページに記載をしてございます。

それから9ページに飛んでいただきまして、都市計画道路に関するものでございます。本案件につきましては22通の意見書が出されておりまして、反対意見419名、4団体でございます。

主な意見といたしましては、下北沢は車に依存せずに来た町であり、下北沢のよさを生かすためにも町を分断し、町を壊すような補助54号線は必要ないという意見でございます。

都の見解といたしましては、下北沢駅周辺の歩行者の回遊性を確保し、町の魅力を保ち、沿道のにぎわいを喚起できるよう、広幅員の歩行者空間を設ける計画としている。良好な都市空間、都市景観の形成や特色ある町づくりが可能な道路計画であると考えております。

また、(4)でございますが、補助54号線を地下方式にして整備すべきであるというご意見でございますが、都といたしましては、一般道路につきましては原則平面道路ということでございまして、この区間の地下化につきましては道路網等の関係からできないということです。

最後にアセスメントでございます。お手元に青色の本が3冊あろうかと思います。一番

薄い評価書の概要というのがございますが、その中にまたさらにA4の3枚もの、横とじの資料がございます。それをご覧いただきたいと思います。

1枚めくっていただきまして2ページでございます。本案件による予測の評価でございますが、騒音等7項目、記載のとおりの項目を対象としてございます。騒音につきましては、工事の施行中、それから工事完了後の高架区間、あるいは掘削区間の鉄道騒音につきまして予測評価を行ってございます。予測結果につきましては、記載のとおりでございまして、現況と同程度、もしくはこれを下回ってございます。振動につきましても同様でございます。

また5の水文環境につきましては、地下構造物によります地下水の変化を予測してございます。事業区間周辺の年間の水位変動の範囲内におさまるということで、影響は少ないものと考えております。

1枚めくっていただきまして3ページ、10月に東京都知事から出されました審査意見書の内容を左の欄、これに対する対応を右の欄に記載してございます。

以上、都市計画を変更する上で環境上支障のないものと判断しているものでございます。説明は以上でございます。

【議長】 幹事の説明が終了いたしました。日程第8につきましてご質問、ご意見がございましたらお伺いいたします。29番。

【委員】 6379、6380号は賛成です。地下化に関連するからです。

ただし、6381号は、逆に鉄道が地下化することによって今まで高架というか、鉄道を渡すふうに計画されていたのが、その必要がなくなって平面を通るために、意見書に見られるような町の分断、今までの人と人とのつながりの町が壊れてしまうんじゃないかという心配の声が多数出ております。私もそのとおりだと思います。そういう点では、もっと工夫が必要ではないかと思います。とりあえず変えて平面に道路をおろして町を分断するような形での町づくりには反対したいと思います。

【議長】 ほかにございますか。

ないようでございましたら、採決いたします。ご意見がございましたので、2つに分けて採決をいたします。

まず議第6379号と議第6380号について賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

【議長】 全員賛成と認めます。よって本件は原案どおり決定いたしました。

次に議第6381号について賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

【議長】 賛成多数と認めます。よって本件は原案どおり決定いたしました。
